

東 浦 町 電 子 入 札 取 扱 要 領

(趣旨)

第1条 この要領は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規程（以下「利用規程」という。）の規定に基づき、電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において東浦町工事等入札者心得書の規定に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、東浦町工事等入札者心得書の規定による。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子調達システム

あいち電子自治体推進協議会が運用する入札参加資格登録から発注見通しの公表、指名通知、入札・開札、結果の公表等までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うことを可能とする入札参加資格申請サブシステム、電子入札サブシステム及び入札情報サービスサブシステムの3つのシステムで構成されるあいち電子調達共同システム（CALS／EC）をいう。

(2) 電子入札

電子調達システムを利用して行う入札・開札等の手続をいう。

(3) 紙入札

電子調達システムを利用しないで書面により行う入札・開札等の手続をいう。

(4) 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(5) 電子証明書

電子署名法に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書であって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定するものをいう。

(6) ICカード

電子証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(7) 工事関係委託

利用規程に定める設計・測量・建設コンサルタント等業務をいう。

(8) 契約担当者

東浦町財務規則（昭和54年規則第3号）第2条第6号に規定する契約担当者を

いう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象の区分及びその入札方式は、次のとおりとする。

区分	入札方式
建設工事	・一般競争入札 ・指名競争入札
工事関係委託	・指名競争入札

2 電子入札対象案件は、当分の間、建設工事においては設計金額130万円を超えるもののうちから、工事関係委託においては設計金額50万円を超えるもののうちから、東浦町入札審査会（以下「審査会」という。）が決定するものとし、当該対象案件に係る電子入札は、前項の入札方式で実施する。

3 電子入札の拡大のための試行等、審査会が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、電子入札を実施できるものとする。

(電子調達システムの利用)

第5条 電子調達システムを利用することができる者は、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に定める条件を満たすものとする。

(1) 電子入札の参加者

電子入札に参加することができる者は、東浦町競争入札等参加資格を有し、ＩＣカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行った者とする。

(2) 特定共同企業体

特定共同企業体は、その企業体を代表する者のＩＣカードにより、電子入札に参加するものとする。この場合は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札書に特定共同企業体名を必ず入力しなければならない。

(ＩＣカードの不正使用)

第6条 入札参加者がＩＣカードの不正使用等（他人のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。）をした場合は、町長は、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格取消。ただし、既に入札済みのものは、その入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定取消

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約解除

(申請書の提出)

第7条 申請書及び資料の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 申請書の提出方法

入札参加者は、申請書の受付期間内に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出するものとする。

(2) 資料の提出方法

ア 入札参加者は、施工実績、配置予定技術者その他の競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「資料」という。）を、電子調達システムにより申請書に添付して提出するものとする。この場合は、ファイル容量は1MB以内とする。

イ 提出する資料の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式は以下のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

利用アプリケーション	ファイル形式
Word（Microsoft Corp.）	Word2003形式以下
Excel（Microsoft Corp.）	Excel2003形式以下での保存
その他	PDF（Acrobat6以下） 画像ファイル（JPEG、TIFF又はGIF形式） 圧縮ファイル（Lzh、Zip又はCab形式。ただし、自己解凍形式（EXE形式）は、認めない。）

(3) 郵送又は持参による資料の提出

入札参加者は、電子ファイルで提出する資料の容量が1MBを超える場合は書面による資料を郵送又は持参により提出するものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(4) 資料の再提出

入札参加者は、提出した資料に誤り等があった場合は、申請書受付締切日時までに契約担当者に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得た場合に限り、資料の再提出ができるものとする。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。

(5) 資料内容の確認

落札候補者は、資料の内容を確認できる書類（資料に記載した施工実績の契約書の写し、工事实績情報サービス（コリンズ）の工事カルテの写し等をいう。）を、契約担当者の指示により提出しなければならない。

(6) ウィルス対策 次に掲げる者ごとに、それぞれに定める対策をとるものとする。

ア 入札参加者 ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、提出する際に、必ずウィルス感染のチェックを行う。

イ 契約担当者 提出された資料にウィルス感染があった場合は、直ちに当

該電子ファイルの参照等中止し、速やかに当該電子ファイルを提出した者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議する。

(7) 申請書受付締切日時の変更

契約担当者は、都合により申請書受付締切日時を変更する場合は、申請書を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、必要に応じてホームページ等において公表するものとする。

(入札書の提出)

第8条 入札書の提出方法及び受付締切日時は、次のとおりとする。

(1) 入札書の提出方法

入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付した上で、電子調達システムにより提出しなければならない。

(2) 入札書受付締切日時

電子入札の入札書受付締切日時は、入札公告又は指名通知書に記載の日時とする。なお、パソコン等の利用環境により、データ送信に長時間かかることがあるため、入札参加者は、余裕をもって入札書の提出を行うものとする。

(積算内訳書の提出)

第9条 積算内訳書の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 積算内訳書の提出

積算内訳書は、原則として、指定する様式で、電子調達システムにより入札書に添付して提出するものとする。積算内訳書の作成に利用するアプリケーションソフト及びファイル形式については第7条第2号に準ずるものとし、ファイル数は1ファイルで、ファイル容量は1MB以内とする。ただし、1MBを超える場合の提出方法は、第7条第3号に準ずるものとし、その提出期限は、入札書受付締切日時と同一とする。ただし、別途指示がある場合は、この限りでない。

(2) ウィルス対策

ウィルス対策については、第7条第6号に準ずるものとする。

(紙入札による入札参加)

第10条 紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式1)を提出した場合であって、紙入札審査結果通知書(様式2)により契約担当者の承諾を得たときに限るものとする。

2 紙入札による入札参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、入札手続の進行に支障を生じないときとする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) パソコン等のシステム障害が発生した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により紙入札による入札参加が認められた者は、次の各号に定めるところにより紙入札を行うものとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑

契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書

紙入札書（様式3）による。

(3) 積算内訳書

書面による積算内訳書を、紙入札書と共に提出する。

(4) 締切日時

ア 紙申請書（書面による申請書及び資料をいう。）の受付締切日時
電子入札における申請書受付締切日時と同一とする。

イ 紙入札書の受付締切日時
電子入札における入札書受付締切日時と同一とする。

（入札の辞退）

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子調達システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出して契約担当者の承諾を得た場合に限り、書面による入札辞退届を提出することができる。

（入札参加資格の失効）

第12条 開札日までに入札参加資格停止の処分を受けた者は、入札参加資格を失う。

特定共同企業体の構成員が入札参加資格停止の処分を受けた場合は、当該特定共同企業体も入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が既に入札書を提出していた場合は、当該入札書の提出は、無効とする。

（申請書等の提出時点）

第13条 電子入札において、申請書及び入札書（資料及び積算内訳書を含む。以下この条において同じ。）は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。

2 入札参加者は、申請書及び入札書の提出後に表示される画面により送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

（開札）

第14条 開札の方法は、次のとおりとする。

(1) 開札の執行

契約担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札による入札者がいる場合は、紙入札書を電子調達システムに登録した後、開札を行うものとする。

(2) 開札時の立会い

ア 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

イ 契約担当者は、電子入札の開札の執行において、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(3) くじの実施

契約担当者は、開札の結果、落札者又は落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合は、電子調達システムにおける電子くじによって落札者又は落札候補者を決定するものとする。この場合において、くじ番号の入力又は記載がない場合は、契約担当者が入札書の到着順に電子調達システムに「999」の入力を行うものとする。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する電子入札は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない電子入札

(2) 電子署名及び電子証明書のない電子入札

(3) 特定共同企業体において、その企業体を代表する者のICカードによらない電子入札

(4) 特定共同企業体において、当該特定共同企業体名の入力のない電子入札又は当該特定共同企業体名の異なる電子入札

2 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした場合は、いずれの入札も無効とする。

(資格確認)

第16条 開札後、入札金額の低い順に入札公告に示す「入札に参加する者に必要な資格」を確認し、当該要件を満たしている「適格者」が確認できるまで確認を行うものとする。

2 前項の確認は、申請書、資料、入札書、積算内訳書及び第7条第5号の規定により提出された書類により行うものとする。

3 第1項の確認は、開札日から起算して原則として4日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）以内に行わなければならない。

(入札結果の公表)

第17条 電子入札の入札結果については、入札情報サービスシステムにより公表するものとする。

(障害発生時の対応)

第18条 契約担当者は、電子入札において使用する電子機器の障害又は広域停電等のために電子調達システムを利用できなくなった場合は、次に定めるところにより対応するものとする。

(1) 短時間の障害であって、復旧の見込みがあり、電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて入札又は開札の延期を行い、入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害であって、復旧の見込みがない場合又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、入札参加者に電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を連絡する。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は当該書類の提書を有効なものとして取り扱うものとし、再度の提出は要しない。既に提出された入札書がある場合は開札せずに当該入札を無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式1（第10条関係）

紙入札参加承認願

年 月 日

東浦町長

住 所

氏 名

下記の案件について、電子調達システムを利用する入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工 事 名	
2	路線等の名称	
3	工 事 場 所	

4	電子入札で参加できない理由	該当の□にチェックしてください。 ☐ ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で ☐ ICカードの破損等のため、再取得の途中で ☐ パソコン等のシステム障害 ☐ その他 理由（ ）
---	---------------	--

※ 委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

様式2（第10条関係）

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで承認願いを提出されました下記の案件について、その審査結果を通知します。

記

1	工 事 名	
2	路 線 等 の 名 称	
3	工 事 場 所	
4	審 査 結 果	紙入札での参加を
		1 承認する
		提出場所
		2 承認しない
		理由

※ 委託の場合は、「工事」を「委託」と読み替える。

様式3（第10条関係）

入札書

年 月 日

東浦町長

入札者 住所

氏名

印

東浦町工事等入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記の工事の請負代金（又は下記委託業務の業務委託料）

1. 工事名（委託業務名）

2. 路線等の名称

3. 工事場所（委託場所） 知多郡東浦町大字 字

くじ番号			
------	--	--	--

